

国有林材の安定供給システム販売 審査基準の改正説明会

説明資料

平成30年12月14日 13時30分～15時00分

近畿中国森林管理局

本日の説明内容

1. 改正のポイント

- (1) 全国の森林管理局の審査基準を統一
- (2) 企画提案書の簡素化・結果報告書の様式変更
- (3) 電子メールによる申請を可能に

2. 具体の手続き

- (1) 需要者の要件及び申請方法
- (2) 企画提案書
- (3) 協定予定者の決定

3. 適用の時期

1. 改正のポイント

(1) 審査基準の統一(配点)

① 価格点	50点
② 取組評価点	50点
合計	100点
③ 減点	15点

1. 改正のポイント

(1) 審査基準の統一(価格点)

【ポイント】

申請者のうち最高額を提示した者の購入希望価格(最高単価)を基準にして相対評価

【算定例】

最高単価が $\text{¥}9,500/\text{m}^3$

A社の単価が $\text{¥}8,500/\text{m}^3$ の場合



最高単価を希望した申請者の価格点: 50点(基準となる点数)

A社の価格点: $(8,500 \text{円} \div 9,500 \text{円})^2 \times 50 \text{点} = 40 \text{点}$

1. 改正のポイント

(1) 審査基準の統一(取組評価点)

前年度の取組を中心に以下の項目について評価

項目	配点	審査基準の概要
取組評価項目1	3	申請者が考える将来の目指すべき方向性を評価
取組評価項目2	15	工場新設や拡充等を行ってからの期間、地域林政との整合、需要拡大に係る国策との整合性を評価
取組評価項目3	5	生産・流通に関するコスト削減を評価
取組評価項目4	5	国有林材の政策に対する取組(立木販売物件の購入件数)を評価
取組評価項目5	3	地域の民有林管理に対する取組を評価

1. 改正のポイント

(1) 審査基準の統一(取組評価点)

前年度の取組を中心に以下の項目について評価

項目	配点	審査基準の概要
取組評価項目6	3	労働災害発生の有無について評価
取組評価項目7	3	グリーンウッド法における「登録木材関連事業者」を評価(素材生産業者の場合は協定取引先の登録状況)
取組評価項目8	2	ワークライフバランスに対する取組を評価
取組評価項目9	2	働き方改革に対する取組を評価
取組評価項目10 (局独自の評価項目)	9	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林の末木枝条等販売購入実績を評価 ・国有林の分収造林契約実績を評価 ・前年度の地域活動及び人材育成の取組内容を評価

1. 改正のポイント

(1) 審査基準の統一(減点)

- 前回のシステム販売の実施状況
意図した結果が得られていない場合: 3~10点を減点
- システム販売の合計期間(年度)
協定の締結期間※に応じて減点: 1~5点を減点
※平成31年度から起算して5年後から適用
- 取組評価点ー減点がマイナスとなる場合
⇒ マイナスの場合は協定予定者として選定しない

1. 改正のポイント

(2) 企画提案書の簡素化(様式変更)※別添9様式参照

【主な項目】

- 1 申請者の事業形態
- 2 素材(丸太)の購入希望価格(素材のシステム販売)
購入希望価格(立木のシステム販売)
- 3 効果的な取組内容
- 4 具体的な販路(予定)
- 5 施設整備等の新規性及び政策との整合
- 6 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減
- 7 国有林の政策への貢献
- 8 地域の民有林管理への貢献
- 9 安全対策の取組
- 10 クリーンウッド法における登録木材関連事業者
- 11 ワークライフバランス等の推進
- 12 働き方改革
- 13 森林管理局長の評価

1. 改正のポイント

(2) 結果報告書の様式変更 (別添3, 4様式参照)

【主な項目】

- 1 実施結果
- 2 国有林のシステム販売に対する意見、要望等
- 3 具体的な販路(実施結果)

注: 改正前の協定分については、従前の結果報告書による

1. 改正のポイント

(3) 電子メールによる申請

- 1 PDFファイル(合計容量6MB以下)により送信。
※参考(A4白黒20枚で約450KB)
- 2 申請は1物件ごとに1メールとし、物件番号・署・申請者名が判るファイル名を付ける。
- 3 提出期限は、提出期限日の2日前17時まで
- 4 誤送信防止のため送信後、局担当者への電話連絡

2. 具体の手続き

(1) 需要者要件及び申請方法

- ① システム販売の対象となる需要者の要件に変更はありません。

※参考 別紙1「システム販売実施公告(標準例)」

- ② 申請書の様式変更はありません。

※参考 別添6「システム販売申請書様式(記載例)」

2. 具体の手続き

(2) 企画提案書

- ① 企画提案書は物件ごと、共同申請又は販売協定を締結した組み合わせごとに作成してください。

- ② 共同申請の場合は申請者全員それぞれを評価し、平均値を評価点とします。

- ③ 販売協定を締結して申請した場合は、販売協定先の取組は評価しません。

※参考 別添2「国有林材の安定供給システムに係る審査基準」

2. 具体の手続き

(2) 企画提案書

取組評価点①

3 効果的な取組内容

評価のポイント	内容
積極性	需要開拓や経費の削減等に積極的に取り組んでいるか。
模範性	地域の林業、木材産業の手本となるか。 (森林認証制度、国産材活用宣言、素材生産の認証制度等も含めて評価)
地域経済への貢献	自社の利益だけでなく、地域経済に貢献する内容か。

- 特に優良と認められるもの(3点)評価のポイントのすべてに該当
- 優良と認められるもの(2点):評価のポイントの2つに該当
- 良と認められるもの(1点):評価のポイントの1つに該当
- 上記以外(0点):評価のポイントに該当しない。

2. 具体の手続き

(3) 協定予定者の決定(製品販売)

⇒ 価格点と取組評価点を合計した点数が最も高い者であって、かつ、企画提案書において提示された購入希望単価(加重平均)が、近畿中国森林管局が定める協定予定基準単価を上回っている場合は協定予定者とします。

3. 適用の時期

- ① 企画提案書
平成31年2月以降の公告から対象となります。
- ② 結果報告書
平成31年2月以降の公告から対象となります。
注:現在の協定分については、従前の結果報告書により提出願います。
- ③ 審査基準減点②
平成36年度(2024年度)から対象となります。

別紙 1

「国有林材の安定供給システム販売」の実施公告（素材）（標準例）

平成〇〇年度第〇〇回「国有林材の安定供給システム販売（素材）」（以下「システム販売」という。）の実施について下記のとおり公告しますので、希望される者は、下記 14 の森林管理署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）に別添 6 「国有林材の安定供給システム申請書（以下「申請書」という。）」及び別添 8 及び別添 9 「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）」を提出してください。

記

1 システム販売の目的

システム販売は、製材工場、原木市場、木質バイオマス発電事業者といった需要者等と近畿中国森林管理局長（以下「森林管理局長」という。）が国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、その協定に基づき計画的な販売を実施するものです。

需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、需要者における加工・流通の合理化等に資することを目的とします。

また、民有林材とあわせた国産材の自給率アップに向けて、原木市場で B 材・C 材といわれる一般材又は低質材の利用・販路の確保等への取組を支援します。

2 販売予定物件の概要等

(1) システム販売予定数量等は別添 1 のとおりです。

(2) ○号物件については、生産請負契約が締結されていない段階であり、場合によってはシステム販売の公告の取り止め、又は応募いただいても協定を締結しない場合がありますのでご注意ください。

（※生産請負契約が締結されていない販売箇所について公告する場合に記載する。）

(3) システム販売の公告に記載した予定数量等の諸条件については、生産事業の状況によって変更する場合があります。

(4) 申請予定者は現地案内に原則参加することとし、参加者は後記 14 の照会窓口へ 2 日前までに連絡してください。やむを得ず現地案内に参加できない場合でも、各自で林分内容等を確認の上申請してください。

3 システム販売の対象となる事業者及びその要件

(1) システム販売の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とします。

ア 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という）

イ 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」といい）、素

材生産を実施する事業者（以下「素材生産業者等」という）、地域の木材需給等を考慮し、利用の低位な樹材種等の木材輸出の取組を行っている事業者（以下「輸出業者」という）を含む）

ウ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品等需要者が生産する製品等を「最終製品」という）

(2) システム販売の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないこととします。ただし、システム販売の対象となる素材を生産する請負業者（下請業者を含む。）は、原則自らが生産する物件に申請することができません。

ア 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること

イ 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること

ウ 社会保険等に加入していること

エ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること（ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること）

オ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと

カ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19林経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

キ 製材工場等については、出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合は、JAS認定工場であること

ク 原木市場等及び素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申し込みであること
ただし、木材輸出業者については、この項を適用しない

ケ 製材品等需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。ただし、製材工場等との共同申し込みで、製材工場等がアの要件を満たす場合、製材品等需要者がアの要件を満たす必要はない

4 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する要件

申請者及び協定先が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づき施設認定された木質バイオマス発電所（以下「バイオマス発電所」といい、木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。）に対して、その燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前記3（2）に加え、次の要件を満たすことが必要です。

(1) バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること

(2) 申請対象物件を加工した製品をバイオマス発電所以外の者に販売しないこと

(3) 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）に基づき作成した自主的行動規範を参考として提出すること（（参考）自主的行動規範の例）

5 企画提案書の要件

企画提案は別添 8 及び別添 9 の様式により行うこととします。

6 申請書及び企画提案書の作成における留意事項

- (1) 申請書（別添 6）は、別添 7 「国有林材の安定供給システム申請説明書（素材）」及び申請書記載例を確認し、その内容に沿って記載してください。
- (2) 企画提案書（別添 9）は、様式にある留意事項を参照の上記載してください。

7 申請に係る提出書類

- (1) 国有林材の安定供給システム申請書（様式：別添 6）
- (2) 社会保険の加入状況
- (3) 保有する資格（一般競争参加資格、JAS 認定工場、森林認証材等）
- (4) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その 3 の 3 を添付すること
- (6) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（様式：別添 8 及び別添 9）
- (7) 販売先との協定書の写し
- (8) バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前各号に加え、次の書類を添付すること
 - ア バイオマス発電所との取引協定書の写し
 - イ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月林野庁）に基づき作成した自主的行動規範（（参考）自主行動規範の例）注）複数の者による協同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出すること。
- (9) 原料材 N・L の物件を申請する者及び販売協定先の事業者（直接収集運搬する場合）は、直近の計量器の検定又は定期検査に合格していることが証明できるものの写し

8 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 審査は、申請書の審査及び別添 2 「国有林材の安定供給システム販売審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づく企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる者（以下「協定予定者」という。）を選定する企画競争方式で行います。
- (2) 後記 10（3）の「実行結果の報告」に基づき、検証を行った結果等、協定者の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合であって、その対象とする協定の協定期間終了後最初に実施するシステム販売の公告に対して同一の者が申請した場合（協同申請で代表者が同一の場合を含む。）は、審査基準により減点を行うこととします。
- (3) 審査基準の減点②については、〇〇年度からのシステム販売の合計期間を評価します。
- (4) 森林管理局長は審査基準に基づく審査の結果、得られた点数により協定予定者を選

定します。この場合、審査基準の取組評価点と減点の合計点がマイナスとなる場合は協定者として選定しないこととします。

9 協定の期間

協定の期間は、協定締結の日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。

ただし、〇号物件は、協定締結の日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。

10 協定締結に当たっての留意事項

選定された協定予定者に対し、近畿中国森林管理局（以下「森林管理局」という。）資源活用課からその旨通知するとともに、森林管理署等別販売予定数量、提案された山元購入希望単価を勘案して作成した協定単価案等及び次の条件を提示し、双方が合意した場合に協定を締結します。

(1) 目的外処分の制限

協定を締結した者（以下、「協定者」という。）は、買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことはできません。

(2) 企画提案内容の遵守

協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとします。

(3) 実行結果の報告

ア 協定者は、協定期間の終了日から10日以内に別添3及び別添4「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」により、企画提案内容の取組状況について森林管理局長に報告を行うものとします。

なお、〇号物件は協定期間が複数年度にわたることから、各年度ごとの取組状況について4月10日までに森林管理局長に報告を行うものとします。

また、この報告については、公表することがあります。

（※なお書きは協定期間が複数年度にわたる場合に記載する。）

イ 報告は、関係森林管理署等への持込又は郵送、電子媒体による送信のいずれかの方法により森林管理局長に提出してください。電子媒体により提出する場合は、PDFファイル（合計容量6MB以下）によりメールアドレス kc_shisuhan@maff.go.jpへ送信してください。送信後は森林管理局資源活用課へ受信を確認してください。

ウ 協定者は森林管理局長が行う報告の内容の確認に協力するものとします。

(4) 販売予定数量は、現時点における予定であり、増減があります。なお、販売数量が協定数量に対し30パーセント以上の増減がある場合は、森林管理局長と協定者で協議し、協定の変更を行うものとします。

(5) 販売に当たっては、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）を承諾の上、森林管理署等の長と売買契約を締結していただきます。なお、売買契約約款については、森林管理局のホームページ（公売・入札情報等＞公売・入札情報＞立木・素材情報等：システム販売＞林産物の購入に関する留意事項）に掲載しています。

(6) 国有林材の引渡しは代金納入確認後となります。

(7) 協定の解除

森林管理局長は、次の一つに該当する場合は、協定を解除することができるものとします。

ア 協定者が犯罪その他信用を失う行為を行ったとき、又は正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反したとき

イ 協定者が協定期間中に前記3(2)に定める要件を失ったとき

(8) 損害賠償

前記(7)により協定を解除した場合は、協定者は、その解除によって生ずる損害の賠償請求をできないものとします。

11 申請者への通知及び公表

申請者には、審査の結果を森林管理局資源活用課から通知します。また、審査及び協定締結の結果は、申請件数、協定者、協定数量、協定者に係る企画提案の概要等(山元購入希望単価を含む。)についてホームページ等により公表します。

12 システム販売の申し込み期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで

13 申請書等の返却の可否等

(1) 提出された申請書、企画提案書等の関係書類は返却しません。

(2) 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的には使用しません。

14 システム販売の申し込み方法及び照会窓口

(1) システム販売の申請書等の作成等に関する問い合わせは森林管理局資源活用課、物件内容等の問い合わせは関係森林管理署等に連絡してください。

(2) 協定締結を希望する者(以下「協定希望者」という。)は、申請書に必要事項を記入し、前記7の企画提案書等の関係書類を添付の上、関係森林管理署等への持ち込み又は郵送、電子媒体による送信のいずれかの方法により森林管理局長に提出してください。電子媒体により提出する場合は、PDFファイル(合計容量6MB以下)によりメールアドレス kc_shisuhan@maff.go.jpへ送信してください。送信後は森林管理局資源活用課へ受信を確認してください。

なお、複数の物件を希望する場合は、物件ごとに申請書等を提出してください。

公募対象森林管理署等照会窓口の連絡先

森林管理署等名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号

--	--	--	--	--

15 暴力団排除に関する誓約事項等

- (1) 協定希望者は、別添5「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認の上、申請書、企画提案書等の関係書類を関係森林管理署長等の長又は森林管理局長へ提出することにより、これに同意したものとなります。また、これについて虚偽又はこれに反する行為が認められる場合は、協定を解除することがあります。
- (2) 売買契約約款は「暴力団排除に関する特約条項」を含んでいますので、協定に基づく売買契約においては、売買契約約款を承諾の上、締結していただくこととなります。

16 申請様式等

- ・別添1 システム販売予定数量等（PDF）
- ・別添2 国有林材の安定供給システム販売審査基準及び配点表（素材）（PDF）
- ・別添3及び別添4 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書（ワード・エクセル）
- ・別添5 暴力団排除に関する誓約事項（PDF）
- ・別添6 国有林材の安定供給システム申請書（ワード）
- ・別添7 国有林材の安定供給システム申請説明書（素材）（PDF）
- ・別添8及び別添9 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（ワード・エクセル）
- ・記載例 別添6：国有林材の安定供給システム申請書（PDF）
（参考）自主行動規範の例（PDF）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当官

近畿中国森林管理局長 ○○ ○○ 印

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

システム販売予定数量等(立木)

物件番号	販売年度	森林管理番号	国有林	人工林 天然林 別	面積 (ha)	林齢 (年)	樹種	予定数量 (m ³)	伐採方法	所在地	現地案内	トラック通行 可能車種(t)	備考
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		
							計				開催日時 集合場所 年 月 日() 時 分 ~		

注)1 現地案内は原則参加することとし、参加者は関係森林管理番号等の照会窓口へ2日前までに連絡してください。やむを得ず現地案内に参加できない場合でも、各自で林分内容等を確認の上申請してください。

2 数量は立木材積です。

3 〇〇年度分の物件明細については別紙「樹材種別一覧表」とおとりです。

4 〇〇、〇〇年度については見込み数量のため、増減がある場合があります。

5 予定数量は取壊調査に基づく概数ですので、確約するものではありません。

6 木材を運搬する際は林道及び公道等に損傷を与えないよう十分注意してください。万が一、損傷を与えた場合は修繕していただく場合があります。

7 立木のシステム販売箇所位置図、国有林皆伐箇所立木販売に係る特約事項、森林作業遭作設仕様を添付しますので参照してください。

(別添2)

国有林材の安定供給システムに係る審査基準

Table with columns for '物件番号' (Property No.), '申請者' (Applicant), and '総点数' (Total Points).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

※高性能林業機械の導入は、立木のシステム販売においてのみ評価の対象となります。

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '事業者の種類' (Business Type), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

※最小点数の事業者の点数を採用します。

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

※最小点数の事業者の点数を採用します。

Table with columns: '評価項目' (Evaluation Item), '評価内容' (Evaluation Content), '配点' (Points), '配点の内訳' (Point Breakdown), '申請者名' (Applicant Name), '点数' (Score).

別添 3

国有林材の安定供給システムに係る結果報告書の提出について（標準例）

年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

（代表者）住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

注）共同申請の場合は、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの結果報告書として作成すること。

年 月 日付けで締結した国有林材の安定供給システム協定書第 4 条の規定により、下記のとおり協定に基づく企画提案内容についての取組状況を報告します。

本報告書の提出にあたっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあること、本報告書の内容の確認及び検証に協力することについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

1 国有林材の安定供給システムに係る結果報告書 別添 4

（作成担当者）担当部署・役職
氏 名
電 話 番 号

(別添4)

年度		年 月 日
公告番号		
申請者		

国有林材の安定供給システムに係る結果報告書

1 実施結果

【留意事項】
○ 企画提案書の内容を振り返り、得られた効果等について具体的に記入してください。
○ 次回の申請で減点の有無を判断する「検証」は、1(1)②「短期的な効果」及び1(2)②「短期的な貢献等」で行います。

(1) 効果等

① 中長期的な方針

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

② 短期的な効果

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

(2) 需要創造への貢献等

① 中長期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	継続して取り組む事項の今後の方針	

※1 企画提案書の内容を転記してください

② 短期的な貢献等

企画提案書※1	結果	
	協定期間中に実施できた事項	
	協定期間中に実施できなかった事項及びその理由	
森林管理局の確認及び評価※2		

※1 企画提案書の内容を転記してください

※2 森林管理局の確認及び評価は森林管理局で記入します。

2 国有林のシステム販売に対する意見、要望等

--

3 具体的な販路(実施結果)

申請者A ※1	【企画提案書】		【結果報告書】	
	販売先名称	販売先名称	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2
企画提案 m3	具体的用途	具体的用途	具体的用途	具体的用途
	使用樹種	使用樹種	使用樹種	使用樹種
実行結果 m3	規格(径級/長級)	規格(径級/長級)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)
	数量(m3)(丸太)	数量(m3)(丸太)	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3
	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別
	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2
具体的用途	具体的用途	具体的用途	具体的用途
使用樹種	使用樹種	使用樹種	使用樹種
数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)
非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3
共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別
□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出

申請者B ※1	【企画提案書】		【結果報告書】	
	販売先名称	販売先名称	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2
企画提案 m3	具体的用途	具体的用途	具体的用途	具体的用途
	使用樹種	使用樹種	使用樹種	使用樹種
実行結果 m3	規格(径級/長級)	規格(径級/長級)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)
	数量(m3)(丸太)	数量(m3)(丸太)	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3
	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別
	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2
具体的用途	具体的用途	具体的用途	具体的用途
使用樹種	使用樹種	使用樹種	使用樹種
数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)
非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3
共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別
□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出

【企画提案書】		【結果報告書】	
加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2	加工品等の販売先※2
具体的用途	具体的用途	具体的用途	具体的用途
使用樹種	使用樹種	使用樹種	使用樹種
数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)	数量(m3)(製材品等)
非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3	非住宅又は輸出の 実績※3
共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別	共同申請、協定に よる販売先等の別
□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出	□非住宅 □輸出

【留意事項】

- ※1 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。
- ※2 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと(例:製材工場、ハウスメーカー等)にまとめて記載いただきたいも構いません。
- ※3 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合は、丸太を供給する場合はチエックを入れてください。

国有林材の安定供給システム申請書

平成 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公告による国有林材の安定供給によるシステム販売について、林産物の買受に係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付の上、申請します。

1 買受希望数量・時期等

単位：m³

〇号物件	平成 3 1 年度	平成 年度	平成 年度
〇〇森林管理署 〇〇森林管理事務所	2, 0 0 0		

注) 1 年度別数量は、システム販売予定数量（別添 1）に合わせること。

2 添付書類

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その 3 の 3 を添付すること
- (3) 社会保険の加入を証する書類（従業員数、加入者数、適用除外者数がわかるもの、任意様式でも可）
- (4) 保有する資格を証する書類（林産物売払い一般競争参加資格、JAS 認定、森林認証材等）
※認定書の写を添付する。（複数の事業体が連名で申請する場合はそれぞれごとに）
- (5) 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（様式：別添 8 及び別添 9）
- (6) その他必要な書類（取引数量等が明記された出荷先との取引協定書の写し等森林管理局長が定めるもの、公告の記 7（8）及び（9）に定める書類の写し）

注) 複数の者による協同申し込みに場合は、それぞれ添付書類を提出すること。

3 安定供給システム販売に係る事業計画

(協定期間が複数年にわたることから、2年目、3年目分の年度別事業計画(別添6「申請書」の3(1))、立木のシステム販売の山元購入希望単価(別添9「企画提案書」の2及び具体的な販路(予定)(別添9「企画提案書」の4)については、森林管理局長が指定する期日までに提出します。)

※括弧書きは立木のシステム販売の場合に記載する。

(1) 平成 年度事業計画(立木) ※立木のシステム販売の場合記載する

※素材のシステム販売の場合記載不要

ア 事業予定期間 平成〇年〇月～平成〇年〇月(作業着手から搬出完了まで)

イ 四半期別生産計画量

単位: m³

四半期 森林管理署等		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
		〇〇森林管理署等				
	立木材積					
	素材材積					
	立木材積					
	素材材積					

注) 立木材積の計は、立木のシステム販売(別添9「企画提案書」の2(2))の数量に合わせる。

ウ 集材方法 ○○○○○○

エ 作業班編成人数 ○〇名

(内訳: 伐採〇〇名、集材〇〇名、造材〇〇名、機械運転手〇〇名、その他〇〇名)

オ 生産材販売計画

販 売 先	販売量 (m ³)	備 考
計		

注) 1 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施する者に関して記載すること。

2 自社工場で消費する場合は、販売先欄に「自社」と記載すること。

3 備考欄には、取り扱い製品を記載すること。

(2) 平成31年度事業計画（原木の流通） ※原木市場等が申請する場合に記載する

ア 平成31年度 原木調達計画

単位：m³

樹材種	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ			800	800	400	2,000
※数量は1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること 複数の原木市場等が共同して買受けを希望する場合は、市場毎に記載し、その合計数量が1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること						
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。

イ 平成31年度 原木納入計画

単位：m³

樹材種	納入先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ	〇〇製材(株)		200	200	100	500
スギ	△△製材(株)		100	100	50	250
スギ	□□産業(有)		100	100	50	250
スギ	**合板(株)		400	400	200	1,000

注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。

2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載すること。

(3) 平成31年度事業計画（製材品）

※製材工場（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載する。

ア 平成31年度 原木消費計画

単位：m³

樹材種 又は製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ		400	800	800	400	2,000
※数量は1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること 複数の原木市場等が共同して買受けを希望する場合は、市場毎に記載し、その合計数量が1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること						
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

イ 平成31年度 製材品加工計画

単位：m³

製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ		200	400	400	200	1,000
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

ウ 平成31年度 製材品出荷計画

単位：m³

製材品	出荷先	前期より の繰越	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
集成管柱	〇〇(株)		200	400	400	200	1,000
※製材工場と製材品需要者が連名で申請する場合、出荷先は製材品需要者とする。							
計							

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。

(4) 平成31年度事業計画 (最終製品)

※製材品需要者 (木質バイオマス発電所を含む) が申請する場合に記載する

ア 平成31年度 製材品消費計画

単位：m³

製材品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ		200	400	400	200	1,000
※当該製品の加工をしない場合は、製品の出荷量とする						
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

イ 平成31年度 最終製品加工計画

単位：m³

最終製品	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
※当該製品の加工をする場合に記載する						
計						

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

ウ 平成31年度 最終製品販売計画

単位：m³

最終製品	販売先	前期より の繰越	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
------	-----	-------------	------------	------------	------------	------------	---

集成管柱	〇〇(株)		200	400	400	200	1,000
※当該製品の加工をしない場合は、3(4)ア「製材品消費量」の数値と一致すること							
計							

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。
2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

4 事業内容(申請時前年度実績)

システム販売に係る実績だけでなく、申請時前年度における自社の全実績を対象として記載すること。

(1) 素材生産実績

※立木のシステム販売の場合記載する

※素材のシステム販売の場合記載不要

単位：m³

	国 有 林				民 有 林				合計
	国有林 から 直接請負	製材業者 等からの 請負	立木購入	計	森林所有 者から 直接請負	製材業者 等からの 請負	立木購入	計	
主伐									
間伐									
計									

- 注) 1 共同事業体を結成した場合、及び素材生産を実施するものが企業合同又は協同組合に改組した場合は、個々の素材生産を実施するものの実績を過去の実績として認める。
2 申請する森林管理局管外の実績については()外書きで記載すること。
3 数量は素材材積とする。
4 民有林欄は国有林以外とし、自社山林に係る生産量は立木購入欄に記載すること。
5 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施するものに関して記載すること。

(2) 原木取扱実績

※原木市場等が申請する場合に前年度の実績を記載する

樹 材 種	納 入 先	数量(m ³)	備 考
スギ	〇〇製材(株)	15,000	
スギ	△△製材(株)	10,000	
スギ	□□産業(株)	8,000	
スギ	その他	30,000	

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載すること。
2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者

については「その他」としてまとめて記載すること。

(3) 製材実績

ア 原木（又は製材品）の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分		数 量 (m ³)
年度当初在庫量		1, 000
当 年 入 荷 量	国有林材	8, 000
	その他国産材	15, 000
	外 材	
	計	23, 000
当年度消費量 (当年度出荷量)		22, 000 (13, 000)
年度末在庫量		2, 000

※複数の製材工場が共同して買い
受けを希望する場合には、工場別
に記載する

←※製材工場等について製材品の出
荷量を記載する

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 原木と製材品の両方を取り扱っている場合は区分して記載すること。

イ 主製材品の生産量、販売量、在庫量

区 分	製材品名 (集成管柱)	製材品名 (スギKD間柱)
	数 量 (m ³)	数 量 (m ³)
年度当初在庫量	300	200
当年度生産量	7, 000	5, 000
当年度販売量	6, 800	4, 700
当年度自社内消費量		
年度末在庫量	500	500

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 製材品で購入したものは () 外書きで記載すること。

ウ 製材品の種類別販売量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m ³)	主な出荷先	売上高 (千円)
集成管柱	6, 800	〇〇住建 (株)	13, 600
スギKD間柱	2, 700	〇〇プレカット	2, 000
計	9, 500		15, 600

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載すること。
2 他の業種へ販売した場合は、主な出荷先欄にその業種を記載すること。

(4) 最終製品製造実績

※製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載する
記載内容は、(3) 製材実績と同様である

ア 製材品の入荷量、消費量（出荷量）、在庫量

区 分	数 量 (m3)
年度当初在庫量	
当年度入荷量	
当年度消費量 (当年度出荷量)	
年度末在庫量	

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

イ 主最終製品の生産量、販売量、在庫量

区 分	最終製品名 ()	最終製品名 ()
	数 量 (m ³)	数 量 (m ³)
年度当初在庫量		
当年度生産量		
当年度販売量		
当年度自社内消費量		
年度末在庫量		

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

ウ 最終製品の種類別販売量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m ³)	主な出荷先	売上高 (千円)
計			

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載すること。

2 単位は最終製品に応じて変更して差し支えない。

別添 8

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出について（標準例）

年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

（代表者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

注）共同申請の場合は、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること。

買受を希望する林産物に関する企画提案書を下記のとおり提出します。

本企画提案書の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。

また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表すること、取組の履行状況の確認に協力することについて了承します。

なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書 | 別添 9 |
| 2 添付書類 | 別 添 |

（作成担当者）担当部署・役職

氏 名

電 話 番 号

※ 企画提案書の作成にあたっては、様式に記載する留意事項を参考にしてください。

(別添9)

記載例

年度		年 月 日
公告番号		
予定数量		
申請者	〇〇(株)	
	〇〇製材(株)	

公告物件ごとに作成

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

注、当該物件に係る事業の形態となります。

1 申請者の事業形態

製材工場であっても、流通としての申請
の場合は流通となります。

【留意事項】

○ 申請者別に事業の形態をチェックしてください。複数の事業形態を有する事業者は、主たる形態にチェックしてください。ここで分類した事業の形態を取組評価点の算定において利用します。

○ 代表者は代表者欄に○を記入してください。

代表者	申請者名	事業の形態
○	〇〇(株)	<input checked="" type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
	〇〇製材(株)	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input checked="" type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産
		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 合単板 <input type="checkbox"/> LVL <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> オガ粉 <input type="checkbox"/> 流通 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 住宅メーカー <input type="checkbox"/> 製紙 <input type="checkbox"/> 素材生産

2 購入希望価格明細

価格点

- (1) 素材(丸太)のシステム販売
 (※検知方法が自動選別機又は毎木の場合)

山元購入希望単価【製材工場等、原木市場等、製材品需要者】

山元購入希望単価については、原則、協定期間内は変更しないものとします。ただし、市況の大幅な変化があった場合は四半期ごとに見直しをすることとします。

物件番号		署等		検知方法	自動選別機・毎木
------	--	----	--	------	----------

(一般材)

樹材種	長級 (m)	径級 (cm)	予定材積 (m ³)	購入単価 (円/m ³)	購入価格 (円)
スギ	※[]	3	8~13		0
		14~16		0	
		18~28		0	
		30上		0	
	4	8~13		0	
		14~16		0	
		18~28		0	
		30上		0	
計			0.0	#DIV/0!	0
ヒノキ	※[]	3	8~13		0
		14~16		0	
		18~28		0	
		30上		0	
	4	8~13		0	
		14~16		0	
		18~28		0	
		30上		0	
計			0.0	#DIV/0!	0
合計			0.0	#DIV/0!	0

【留意事項】

- 各銘柄の材質は素材の日本農林規格で、中の素材（径級14~28cm）にあつては2等、大の素材（径級30cm上）にあつては2等・3等が中心です。
- 希望する購入単価（消費税及び地方消費税を除いた金額、以下「税抜」という。）を該当欄に記入してください。公告に記載のない樹材種については記入不要です。
- 予定材積が空欄の径級についても、現場の状況等によって一部出材される場合もあることから購入単価（税抜）を記入してください。
- 採材に関する希望がある場合は、長級欄の※[]中に○を記入してください。なお、採材に当たっては、極力希望に添えるよう努めますが、現場の状況等によって希望に添えない場合もありますので、その際はご了承ください。
- 検知方法欄には自動選別機又は毎木を記入してください。
- 合計欄の購入単価（税抜）で価格点を計算します。
- 実際の購入単価は、国の予定価格以上かつ希望する購入価格以上となります。

2 購入希望価格明細
 (1) 素材(丸太)のシステム販売
 (※検知方法が層積の場合)

価格点

山元購入希望単価【製材工場等、原木市場等、製材品需要者】

山元購入希望単価については、原則、協定期間内は変更しないものとします。ただし、市況の大幅な変化があった場合は四半期ごとに見直しをすることとします。

物件番号		署等		検知方法	層積
------	--	----	--	------	----

(一般材)

樹材種	長級 (m)	径級 (cm)	予定材積 (m ³)	購入単価 (円/m ³)	購入価格 (円)
スギ	3 ※[]	全			0
	4 ※[]	全			0
計			0.0	#DIV/0!	0
ヒノキ	3 ※[]	全			0
	4 ※[]	全			0
計			0.0	#DIV/0!	0
合計			0.0	#DIV/0!	0

【留意事項】

- ① 各銘柄の材質は素材の日本農林規格で、中の素材（径級14～28cm）にあつては2等、大の素材（径級30cm上）にあつては2等・3等が中心です。
- ② 希望する購入単価（消費税及び地方消費税を除いた金額、以下「税抜」という。）を該当欄に記入してください。公告に記載のない樹材種については記入不要です。
- ③ 予定材積が空欄の径級についても、現場の状況等によって一部出材される場合もあることから購入単価（税抜）を記入してください。
- ④ 採材に関する希望がある場合は、長級欄の※ [] 中に○を記入してください。なお、採材に当たっては、極力希望に添えるよう努めますが、現場の状況等によって希望に添えない場合もありますので、その際はご了承ください。
- ⑤ 合計欄の購入単価（税抜）で価格点を計算します。
- ⑥ 実際の購入単価は、国の予定価格以上かつ希望する購入価格以上となります。

2 購入希望価格明細

価格点

(1) 素材(丸太)のシステム販売
(※検知方法が重量計測の場合)

山元購入希望単価【製材工場等、原木市場等、製材品需要者】

山元購入希望単価については、原則、協定期間内は変更しないものとします。ただし、市況の大幅な変化があった場合は四半期ごとに見直しをすることとします。

物件番号		署等		検知方法	重量計測
------	--	----	--	------	------

(製紙用)

				予定材積(m ³)	
樹材種	長級(m)	径級(cm)	予定数量(t)	購入単価(円/t)	購入価格(円)
原料材N	全	全			0
原料材L	全	全			
合計			0		0

(バイオマス燃料用)

				予定材積(m ³)	
樹材種	長級(m)	径級(cm)	予定数量(t)	購入単価(円/t)	購入価格(円)
原料材N	全	全	0		0
原料材L	全	全			
合計			0		0

【留意点】(製紙用・バイオマス燃料用共通)

① 原料材N・Lとは、次の低質材基準のいずれかに該当する場合です。

○原料材Nの場合

ア 径級8cm未満の小径木

イ 長級1.6m以上、1.8m未満の材(端尺材に該当するものを除く)

ウ ア・イ以外の材で次の一つに該当する材

欠点事項	該当事項
曲が	り乱曲、重曲等により製材に適さないもの
木口割れ又は引き抜け	放射状割れ等材の利用価値が著しく低いもの
目まわり	り多重目まわりで材の利用価値が著しく低いもの
腐れ、虫食い材面	特に顕著なもの
又は空洞木口	利用可能部分の材の厚さが10cm未満のもの
節、その他の欠点	特に顕著なもの

○原料材Lの場合

ア 径級18cm未満の小径木(ただし、クリ、カシ、ホオノキについては13cm未満とする)

イ 長級1.6m以上、1.8m未満の材(ただし、ケヤキ等で価値の高い良質材を除く)

ウ ア・イ以外の材で次の一つに該当する材

欠点事項	該当事項
節	3材面以上に長径20cm以上の節が存するもの 節の数が著しく多く、利用価値が著しく低いもの
曲が	り乱曲、重曲等により製材に適さないもの
木口割れ又は引き抜け	放射状割れ等材の利用価値が著しく低いもの
目まわり	り多重目まわりで材の利用価値が著しく低いもの
腐れ、虫食い材面	特に顕著なもの
又は空洞木口	利用可能部分の材の厚さが14cm未満のもの
その他の欠点	特に顕著なもの

② 予定数量はt換算とします。

③ 製紙用若しくはバイオマス燃料用のいずれかを選択し、希望する購入単価(消費税及び地方消費税を除いた金額、以下「税抜」という。)を該当欄に記入してください。

④ 原料材Lについても、現場の状況によって一部出材される場合もあることから購入単価(税抜)を記入してください。

⑤ 合計欄の購入単価(税抜)で価格点を計算します。

⑥ 実際の購入単価は、国の予定価格以上かつ希望する購入価格以上となります。

2 購入希望価格明細
 (2)立木のシステム販売

価格点

物件番号	
署等	

樹種	数量 (m ³)	購入単価 (円/m ³)	購入価格 (円)
			0
			0
計	0	#DIV/0!	0

【総括表】

山元購入希望単価	#DIV/0!	円/m ³
----------	---------	------------------

【留意事項】

- ① 数量は1年目(〇〇年度)の数値です。
- ② 希望する山元での購入単価(消費税及び地方消費税を除いた金額、以下「税抜」という。)を該当欄に記入してください。
- ③ 総括表の山元購入希望単価(税抜)で価格点を計算します。
- ④ 2年目(〇〇年度)、3年目(〇〇年度)については、別途物件明細等をお知らせした後、本表及び後記4具体的な販路(予定)を提出していただくことになります。
- ⑤ 実際の購入価格は、国の予定価格以上かつ希望する購入価格以上となります。

3 効果的な取組内容

取組評価点①

(1) 目的及び方針等

① 目的

国有林のシステム販売材の購入を希望する目的を記入してください。

必須

② 中長期的な方針

おおむね5年後を見通した自社の経営方針や設備投資の方針を記入してください。

必須 定量的な数値指標とともに具体的に記載してください。

③ 短期的な効果

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の効果を記入してください。

必須 定量的な数値指標とともに具体的に記載してください。

(2) 需要創造への貢献等

① 中長期的な貢献等

おおむね5年後を見通した需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

必須 定量的な数値指標とともに具体的に記載してください。

② 短期的な貢献等

国有林のシステム販売材の購入が実現した場合における、協定期間中の需要創造への貢献、コスト削減等による国有林野事業への貢献等について記入してください。

必須 定量的な数値指標とともに具体的に記載してください。

(3) 共同申請の内容

共同で申請する場合、共同で申請することとなった理由、申請者間での連携の内容等について記入してください。

4 具体的な販路(予定)※1



【留意事項】

- ※1 国有林材の安定供給システム申請書の内容と整合を図ってください。
- ※2 共同申請の場合は、申請者全員を対象にこの表を作成してください。その際、販売先が多い場合は適宜販売先を追加してください。
- ※3 販売先が多数の場合は、販売先の業態ごと(例:製材工場、ハウスメーカー等)にまとめて記載いただいても構いません。
- ※4 非住宅用又は輸出用として製造又は販売する場合、丸太を供給する場合はチェックを入れてください。

5 施設整備等の新規性及び政策との整合

【留意事項】

- 申請時における取組状況について、新規性に関する事項の有無にかかわらず記入してください。
- 複数の事業者が共同で申請する場合は該当する事業者すべてについて記入してください。
- 高性能林業機械の導入は、立木のシステム販売においてのみ評価の対象となります。
- ※1及び※2で「その他」を選択した場合は備考欄にその内容を記入してください。
- 都道府県や市町村等地方公共団体の策定した計画等に申請者の施設の施設の新設、拡充、導入等が位置づけられている場合はその計画等の名称を記入してください(※3)。
- 需要拡大に係る国策との整合に関する事項に該当する取組を申請時に行っている場合は、いつからどのような取組を行っているのか、今後どのような取組を行う予定なのか具体的に記入してください。

申請者名		〇〇製材(株)	〇〇林業	(株)〇〇		
新規性に関する事項	施設の種類の	製材機	高性能林業機械	選別機	プルダウンメニューから選択	
	新設・拡充・導入別※1	拡充	導入	新設		
	整備年度	29	28	27		
	事業費(千円)	50,000	30,000	40,000		
	補助金額(千円)	25,000	15,000	20,000	プルダウンメニューから選択	
地域林政との整合に関する事項	補助金の種類※2	都道府県	都道府県	国庫		
	補助金名	〇〇整備事業	〇〇推進事業	〇〇推進事業		
	計画等への位置づけ※3	〇〇道基本計画	〇〇道〇〇プラン			
需要拡大に係る国策との整合に関する事項	非住宅の需要拡大に関する取組			非住宅用の資材開発を積極的に行っている。〇〇製材(株)に対し、丸太を安定供給した		
	製品輸出に関する取組	2×4製品を昨年度〇〇国に輸出した				
備考						

6 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減

取組評価点③

【留意事項】
○ 前年度の実績を記入してください。

① 製材工場、2×4工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場

【留意事項】
○ 工場の種類欄には、製材、2×4、合単板、LVL、集成材の別に記入してください。
○ 集成材工場でラミナを購入している場合(原木仕入数量が記入できない場合)は、ラミナ購入量に製材歩留まり50%で割り戻した数量を原木仕入数量として記入してください。

単位:m3

申請者名	〇〇製材(株)	〇〇林業			
工場の種類	2×4	合単板			プルダウンメニューから選択
製品出荷数量 ①	1,000	20,000			
製品仕入数量 ②	150				
原木仕入数量 ③	1,700	35,000			
歩留 ④=(①-②)/③	50%	57%			
備考					

② チップ工場

【留意事項】
○ 生トンで管理している事業者は、全国木材チップ工業連合会の「木材チップの換算係数」を用いて絶乾トン(BDt)に変換してください。

単位:BDt/月

申請者名	〇〇チップ				
平均月産チップ生産量	2,000				
備考					

③ オガ粉工場

単位:m3/年

申請者名	〇〇木材				
年間生産量	20,000				
備考					

④ 流通事業者

【留意事項】
○ その他がある場合は、はい積料と合算して評価します。

申請者名	〇〇(株)				
市場手数料 %	7%				
はい積料 円/m3	650				
その他 円/m3					
備考					

⑤ バイオマス発電事業者

【留意事項】

- 生トンで管理している事業者は、全国木材チップ工業連合会の「木材チップの換算係数」を用いて絶乾トン(BDt)に変換してください。

単位:BDt

申請者名		〇〇バイオ			
年間使用チップ総量		30,000			
間伐材・林地 残材等	自社製造分	1,000			
	購入分	5,000			
	計	6,000			
	総量に占める割合	20%		プルダウンメニューから選択	
熱利用の有無 備考		有			

⑥ 住宅メーカー・製紙メーカー

【留意事項】

- 地域材の主たる用途欄には、柱材、横架材、土台、構造用合板、その他のうち、該当するものを記入してください。その他とした場合は備考欄にその内容を記入してください。
- 地域材とは、申請者の事業地周辺において一般的に流通している木材のことをいいます。

申請者名	申請者名	〇〇ハウス	〇〇製紙		
	単位	m3	トン		プルダウンメニューから選択
木材使用量		1,500	45,000		
	うち地域材 使用量	350	30,000		
	地域材使用 割合	23%	67%		プルダウンメニューから選択
	地域材の主たる用途	柱材 横架材 土台	紙 その他		
備考					

⑦ 素材生産事業者

【留意事項】

- 前年度と前々年度の点数を記入してください。

単位:点

申請者名		〇〇林業			
事業成績 評定点	〇〇年度平均	78.0			
	〇〇年度平均	72.0			
	2ヶ年平均	75.0			
備考					

7 国有林の政策への貢献

取組評価点④

【留意事項】

- 公売で購入し立木販売物件の前年度実績を記入してください(他局分も可)。
- 立木のシステム販売物件は対象外です。

申請者名		〇〇林業			
国有林の立木 販売物件購入 件数(公売)		3件		プルダウンメニューから選択	
	うち分収育林 購入件数	1件		プルダウンメニューから選択	
備考		四国局			

8 地域の民有林管理への貢献

取組評価点⑤

申請者名		〇〇(株)			
森林経営管理法に基づき市町村から民有林管理を再委託	再委託件数(件)				
	再委託面積(ha)				
森林経営計画を策定して民有林を管理経営	計画策定件数(件)	2			
	管理面積(ha)	60			
森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託	受託面積(ha)	50			
備考					

9 安全対策の取組

取組評価点⑥

【留意事項】

○ 重大災害とは、死亡災害、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害の等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、同一災害で3名以上の被災者を出した災害、第三者を死傷させた事故、その他特に異例な事故又は災害のことをいいます。

申請者名		〇〇(株)			
4日以上労働災害の件数		2件	プルダウンメニューから選択		
重大災害の有無		無			
備考					

10 クリーンウッド法における登録木材関連事業者

取組評価点⑦

(1) 申請者が素材生産事業者以外の場合

【留意事項】

○ 申請時における登録木材関連事業者について記入してください。
 ○ 申請者のうち、登録木材関連事業者に該当する事業者について記入してください。
 ○ 種別欄には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

申請者名		〇〇林業	〇〇(株)		
登録番号		〇〇〇		プルダウンメニューから選択	
種別		第一種木材関連事業者			
備考			H30取得予定		

(2) 申請者が素材生産事業者の場合

【留意事項】

○ 申請時における登録木材関連事業者(協定取引者)をすべて記入してください。
 ○ 種別欄には、第一種木材関連事業者、第二種木材関連事業者の別を記入してください。

協定取引者名		〇〇林業	〇〇(株)	〇〇製材	
登録番号		〇〇〇			プルダウンメニューから選択
種別		第一種木材関連事業者			
備考			H30取得予定	H30取得予定	

11 ワークライフバランス等の推進

取組評価点⑧

【留意事項】
 ○ 申請時において該当する部分に○を記入してください(複数記入可能)。

申請者名	〇〇林業	〇〇製材	〇〇(株)	プルダウンメニューから選択	
えるぼし認定企業		○	○		
プラチナくるみん認定企業		○			
くるみん認定企業	○				
ユースエール認定企業			○		
くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしている			○		
過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続している		○			
備考					

12 働き方改革

取組評価点⑨

【留意事項】
 ○ 申請時において該当する部分に○を記入してください(複数記入可能)。

申請者名	〇〇林業	〇〇製材	〇〇(株)	プルダウンメニューから選択	
労働生産性の向上のため、効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うとともに、生産性向上の目標を持って取り組んでいる	○		○		
現場従事者の技術向上に向け、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を実施している		○			
作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休曜日数の確保と休養、健康管理に組織的に取り組んでいる	○				
備考					

13 森林管理局長の評価

取組評価点⑩

(1) 末木枝条等利用

【留意事項】

- 購入の年月日を記入してください。
- 近畿中国森林管理局ホームページ>公売・入札情報等>公売・入札情報>立木・素材情報の「末木枝条等の販売」に記載する物件について、購入した年月日を記入してください。

申請者名	〇〇林業		
国有林の末木枝条等販売物件 購入実績	H30.4.1		
備考			

(2) 分収造林契約

【留意事項】

- 契約の年月日を記入してください。

申請者名	〇〇林業		
国有林の分収造林契約実績	H30.4.1		
備考			

(3) 地域活動及び人材育成

【留意事項】

- 前年度の取組内容について記入してください(複数記入可能)。
- 記載例として、地域活動では国土緑化、森林・林業に関するボランティア、有害鳥獣獣害への協力など、人材育成では新たな森林管理システムに関連した取組、森林大学校等の学生を受け入れた体験学習など、具体的に記入してください。

申請者名	〇〇林業		
地域活動及び人材育成の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹、育樹などの森づくり活動や木育イベントを行った。 ・〇〇学校研修生を対象にした、安全技能研修を行った。 ・〇〇学校の学生を受け入れ工場見学・体験学習を行った。 		
備考			

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書 添付書類一覧

国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の提出に当たり、次の書類を添付いたします。

プルダウンメニューから選択

添付する書類	添付書類の内容	該当する部分	備考
○	機械の新設、拡充、導入等を証明する書類の写し	取組評価点②	書類とは納品書、請求書、領収証等。高性能林業機械は、立木のシステム販売のみ評価対象。
○	新設・拡充・導入した機械に関する自治体の計画書又は補助金の請求書等の写し	取組評価点②	
	前年度の国有林の立木販売売買契約書の写し	取組評価点④	公売物件に限る。
	森林経営管理法に基づく民有林管理の再委託を証明する書類の写し	取組評価点⑤	
	申請者が策定した森林経営計画の写し	取組評価点⑤	
	森林経営計画策定者から民有林の森林施業を受託した場合における発注者が策定した森林経営計画の写し及び当該森林の森林施業を受託したことを証明できる書類の写し	取組評価点⑤	
	登録木材関連事業者の登録証の写し	取組評価点⑦	素材生産事業者が申請する場合は、協定取引者の登録証の写し。
○	えるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業の認定証の写し	取組評価点⑧	
	くるみん認定の認定基準7、認定基準8及び認定基準9の基準を満たしていることが分かる就業規則等の写し	取組評価点⑧	
	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり申請の日まで雇用が継続していることを証明できる書類の写し	取組評価点⑧	
	国有林の末木枝条等の林産物買受申込及び請書等の写し	取組評価点⑩	
	国有林の分収造林契約書の写し	取組評価点⑩	
○	地域活動及び人材育成の取組を証明できる書類の写し	取組評価点⑩	研修等での講師依頼の写し。

※ 添付する書類欄に○を記入してください。提出は任意です。

※ 添付書類は協定予定者を選定する際の審査に使用します。審査以外に使用することはありません。